

個人、家庭及び地域における
新型インフルエンザ等対策マニュアル

目 次

第1	目的	155
第2	県・市町村の対策及び県民の協力	155
1	県の対策	155
2	市町村の対策	155
3	県民の協力	155
第3	個人・家庭における取組	156
1	新型インフルエンザ等発生前(未発生期の準備)	156
2	新型インフルエンザ等発生時(海外発生期)以降の対応	157
第4	市町村における取組	160
1	新型インフルエンザ等発生前(未発生期)の準備	160
2	新型インフルエンザ等発生時(海外発生期)以降の対応	162
3	避難している住民への対応	163
別添1	新型インフルエンザ等関連ホームページ	164
別添2	個人での備蓄物品の例	165

第1 目的

本マニュアルは、個人、家庭における取組及び地域における取組の参考とするために作成したものである。

新型インフルエンザ等の発生時において県民の生命及び健康を保護し、並びに県民生活及び県民経済に及ぼす影響を最小にするため、県を挙げて対応することとしているが、対策の実効性を確保し、新型インフルエンザ等の被害を最小限に食い止めるためには、個人、家庭及び地域での理解と協力が不可欠である。

第2 県・市町村の対策及び県民の協力

1 県の対策

県は、国の行動計画等を踏まえ、地域の実情に応じた福島県新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しており、これらは福島県のホームページに掲載している。また、新型インフルエンザ等が発生した場合、発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした相談窓口となる帰国者・接触者相談センターについての情報を提供することとしている。

2 市町村の対策

市町村は、最も住民に近い行政主体であり、地域住民を支援する責務を有することから、住民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある高齢者世帯や障がい者世帯への具体的な支援体制の整備を進めている。

3 県民の協力

新型インフルエンザ等は、飛沫や接触等により人から人に拡がるため、国民一人一人が感染予防等に関する正しい知識を持ち、協力して、自分たちの家庭や地域を守る心構えが肝要である。

県は、県行動計画における新型インフルエンザ等の発生段階に応じ、その状況や県民一人一人に求められる行動について広報を行うこととしている。これら入手するためには、テレビ、新聞等のマスメディアやインターネットによる情報収集が有力な手段であるが、居住地域の状況については、県及び市町村が提供する情報が最も詳細なものである。主な公的情報源は、次のとおりである。

(1) 県及び市町村の情報

県及び市町村は、テレビ、新聞等のマスメディア、ポスター掲示、ホームページ、一般相談窓口(コールセンター)等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターに関する情報をその地域に提供する。

(2) 国の情報

国からの情報は、県及び市町村を通じて情報提供(一般相談窓口(コールセンター)等の相談窓口)を行うほか、マスメディア等を通じて直接情報を提供する。関連するホームページは、別添1(164頁)を参照すること。

国、県及び市町村は、入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受け取り手に応じた情報提供手段を講じる。

(「情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するマニュアル」(25頁)参照)

また、県民は、新型インフルエンザによる重症化や死亡を抑えるため、市町村の実施する集団的予防接種を接種し、緊急事態宣言がされた場合、主体的に情報を収集し、自ら接種の実施に協力を行う必要がある。

第3 個人・家庭における取組

1 新型インフルエンザ等発生前(未発生期)の準備

(1) 情報収集

ア 新型インフルエンザ等は、いつ出現するのか予測できず、また、起こったときの正確な状況も予測できない。重大な被害を受けることも想定し、県民一人一人ができる限りの準備をしておくことが大切であり、日頃から新型インフルエンザ等に関する情報に注意する必要がある。

イ また、新型インフルエンザ等やその感染対策に対する正しい知識を持つため、テレビ、新聞等のマスメディアやインターネットにより情報収集を行うとともに、居住地域の状況については、県及び市町村の提供する情報の収集に努める必要がある。

(2) 社会・経済活動に影響が出た場合への備え

ア 県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等が発生した場合、まん延を防止するために、個人レベルにおける対策として、県内発生早期から、新型インフルエンザ等の患者等に対する入院措置や、患者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促すこととなる。さらに、緊急事態宣言がされている場合においては、県内発生早期において、必要に応じ、外出自粛要請を行うこととなる。

また、地域対策・職場対策としては、県内発生早期から、個人における対策のほか、職場における感染予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施することとなる。また、緊急事態宣言がされ

ている場合においては、主に県内発生早期において、施設の使用制限の要請等を行うこととなる。

イ 病原性の高い新型インフルエンザ等が発生した場合、勤務先の企業や団体に対しては、必要に応じ、重要業務への重点化が要請されることも予想されるが、重要業務を継続する必要がある場合には事業所内での感染を防止するために、時間差勤務、交代勤務、在宅勤務、自宅待機などの様々な対策が講じられることになる。

ウ このため、例えば、子どもの通学する学校等が長期に休業になった場合、勤務時間が変更された場合等には、どのように家庭内で役割を分担し生活を維持していくか等について、各家庭で検討しておく必要がある。

(3) 家庭での備蓄

ア 新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、食料品・生活必需品等の生産、物流に影響が出ることも予想される。

イ このため、個人・家庭における対策として自助の視点は重要であり、最低限(2週間程度)の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことが推奨される(別添2 165頁)。また、食料品、生活必需品等の購入に当たって、買占めを行わないよう、消費者としての適切な行動をとることが求められる。

(4) 医療へのアクセス

ア 基礎疾患がある場合、新型インフルエンザ等に感染した場合に重症化する可能性がある。このため、基礎疾患を有する者は、特に感染予防を心がけるとともに、平時から主治医を定め、定期受診することや、新型インフルエンザ等に感染した時の対応について相談しておくことが望まれる。

イ 季節性インフルエンザ等の予防接種により感染防止や重症化防止が期待される疾患に対しては、平時から予防接種を受けておくことが重要である。

2 新型インフルエンザ等発生時(海外発生期)以降の対応

(1) 情報収集

ア 新型インフルエンザ等の発生に関する情報については、国、県及び市町村において発生状況を随時公表することとしており、それらの情報収集に努めることが必要である。特に、本人、家族等が発症した場合に備え、各地域の帰国者・接触者相談センターなどの情報が重要である。

イ 新型インフルエンザ等に関する情報には、国、県及び市町村の提供する情報や企業が提供する情報(商業ベースのものとはそうでないものがある。)、マスコミが提供する情報、噂などがあり、媒体も行政からの広報誌や新聞、雑誌、テレビ、インターネットなど様々である。

ウ しかし、中には情報の信憑性、根拠に関して問題のあるものもあり、特に噂には虚

偽のものが含まれることが多く、こうした情報を過度に信用してパニックが起こらないよう、正確な情報を収集し、冷静に対応することが重要である。

エ 新型インフルエンザ等に限らず、誰でも感染症にかかる可能性があるため、感染者に対する偏見や差別は厳に慎まなくてはならない。

(2) 感染防止

ア 発症した者がマスクをすることによって他の者への感染機会を減少させる効果は認められており、自らが発症した場合にはマスクを着用することが必要である。他方、まだ感染していない者がマスクをすることによってウイルスの吸い込みを完全に防ぐという明確な科学的根拠はないため、マスクを着用することのみによる防御を過信せず、手洗いの励行や人混みを避けることなどの下記の感染防止策も講ずる必要がある。

(ア) 38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば通学・出勤しないこと。

(イ) マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策等を行うこと。

(ウ) 外出する場合は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないこと。

(エ) 症状のある人(咳やくしゃみなど)には極力近づかないこと。接触した場合、手洗いなどを行うこと。

(オ) 手で顔を触らないこと(接触感染を避けるため)。

(カ) 加湿器、暖房等による室温管理の実施。

イ 病原性の高い新型インフルエンザ等が発生した場合、医療機関の受診、食料品・生活必需品等の買出しや仕事場への出勤など生活の維持のために必要なものを除き、感染を回避するため、不要不急の外出は自粛するとともに、やむを得ない外出の際にも、混雑した公共交通機関の利用を避けるなどの工夫が必要である。

(3) 本人、家族等が発症した場合の対応

ア 県内発生早期の段階

(ア) 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、感染した可能性のある者は、極力、他の人に接触しないよう以下の対応を行うことが必要である。

a 発熱・咳・関節痛などの症状がある場合。なお、事前連絡なく医療機関を受診すると、万が一、新型インフルエンザ等に感染していた場合、待合室等で他の疾患の患者に感染させてしまうことが発生する可能性がある。必ず、保健所等に設置される帰国者・接触者相談センターに電話等で問い合わせをし、その指示に従って指定された医療機関で受診する。

b 帰国者・接触者相談センターから指定された医療機関を受診するときは、帰国者・接触者相談センターから必ず当該医療機関に電話で事前に連絡し、医療機関から受診時刻及び受診方法について指示を受ける。この指示後、医療機関は、院内感染を防止するための準備をすることになる。

c 医療機関を受診するときは、マスクを着用する。マスクがない場合は、咳エチケットを心がけ、周囲に感染させないように配慮する。また、受診に際しては、公共交通

機関の利用を避けて、できる限り家族の運転する自家用車などを利用する。

- (イ) 感染していることが確認された患者は、原則として感染症指定医療機関等に入院して治療を受ける。感染している可能性が高い同居者等の濃厚接触者は、外出自粛を要請され、保健所へ健康状態を報告する。また、状況に応じて抗インフルエンザウイルス薬(タミフル等)が処方されることがあるので、保健所等の指示に従う。

イ 県内感染期の段階

- (ア) 新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において、新型インフルエンザ等の診療を行うこととなる。各地域における新型インフルエンザ等の流行状況によるが、県内感染期には軽症者は原則として自宅で療養する。これは、病床が不足する状況において、重症者の治療を優先することが必要となるためである。
- (イ) 新型インフルエンザ等に感染した可能性があり、外来を受診するときは、マスクを着用する。マスクがない場合は、咳エチケットを心がけ、周囲に感染させないように配慮する。また、受診に際しては、公共交通機関の利用を避けて、できる限り家族の運転する自家用車などを利用する。

(4) 患者を看護・介護する家族の対応

- ア 新型インフルエンザ等の患者は、極力個室で静養し、家族の居室と別にするとともに、マスクを着用し、咳エチケットなどを心がける。また、患者の家族は、患者からの二次感染を防ぐよう、手洗い等を励行し、患者と接触する際にはマスクを着用する。
- イ 流水と石鹸による手洗い又はアルコール製剤による手指消毒が感染防止策の基本であり、患者の看護や介護を行ったあとは、必ず手洗いや手指消毒をするように心がける。患者の使用した食器類や衣類は、通常の洗剤による洗浄及び乾燥で消毒することができる。

(5) 医療の確保への協力

- ア 県内感染期には一時的に多数の患者が医療機関を受診するため、医療従事者や医薬品・医療資器材の不足等、医療を支える体制が極端に脆弱になることも予想される。
- イ また、県内感染期であっても、生命にかかわる救急の患者や人工透析などの継続的な治療が必要な患者もいる。
- ウ したがって、不要不急の医療機関受診や軽症での救急車両の利用は控えて、新型インフルエンザ等の患者や急を要する患者の医療の確保に協力することが重要である。
- エ 県内感染期において感染機会を軽減する等の観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者は、本人又はその介護者等が、事前に主治医と県内感染期における対応(長期処方、ファクシミリ処方等)について相談しておく必要がある。
- オ また、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者につ

いて、患者や医療機関等から要請があった場合には、市町村は、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

(6) 学校等における対応

ア 学校及び保育施設等(以下学校等とする。)では、感染が拡がりやすいため、そこに通う子どもたちの健康をできるだけ守る必要がある。また、このような施設で感染が起こった場合、地域における感染源となるおそれがある。そのため、病原体の病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に実施する。また、緊急事態宣言がされている場合、県の要請に基づき、臨時休業を実施することなどが重要である。

(「まん延防止に関するマニュアル」(43頁) 参照)

イ 学校等が臨時休業になった場合、学校等に行かない子どもたちが地域で多数集まれば休業の意味がなくなるため、子ども同士で接触しないようにすることが必要である。

ウ その他の施設についても、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する必要がある。また、緊急事態宣言がされている場合は、主に県内発生早期において、施設の使用制限の要請等に基づく対応を行う必要がある。

エ 各個人、家庭は、感染防止策を講じつつ、自治会等地域の活動に協力することが必要である。地域活動は、食料品・生活必需品等の物資の配付のルートになることも想定されるため、自らの身を守ると同時に、最低限の地域活動の機能を維持することも大切である。

第4 市町村における取組

1 新型インフルエンザ等発生前(未発生期)の準備

(1) 情報収集・提供

ア 市町村においては、新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整えることが重要である。

イ また、新型インフルエンザ等に限らず、誰でも感染症にかかる可能性があるため、感染者に対する偏見や差別は厳に慎まなくてはならないことを、広報等を通じて住民に啓発することが必要である。

(2) 要援護者の把握

ア 市町村は、自治会等と連携して、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な支援ができるようにする。

イ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者は、家族が同居していない又は近くにいな

いため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない独居高齢者や障がい者が対象範囲となる。

ウ 避難行動用の対象者を参考に範囲を定めることが考えられるが、避難行動要支援者の対象者であっても、同居者がいたり、家族が近くにいる場合、あるいは独居高齢者であっても支障なく日常生活できる者は対象外となる。

エ 以下の例を参考に、各地域の状況に応じて、各市町村が要援護者を定める。

(ア) 一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活(特に食事)が非常に困難な者

(イ) 障がい者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者

(ウ) 障がい者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市町村等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者

(エ) その他、支援を希望する者(ただし、要援護者として認められる事情を有する者)

オ 要援護者情報の収集・共有方式としては、関係機関共有方式、手上げ方式、同意方式がある。市町村が避難行動要支援者名簿の作成方法等を参考に各市町村の状況に応じて新型インフルエンザ等発生時の要支援者名簿を作成する。

カ 個人情報の活用については、各市町村において、事前に包括的な同意が取れる仕組みを作っておくこと、又は必要に応じ個人情報保護に関する条例の改正を行っておくこと、若しくは弾力的な運用を検討しておくことが望まれる。

キ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、市町村が関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。

(3) 要援護者への支援内容の検討、食料品・生活必需品等の提供の準備

市町村は、要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容、協力者への依頼内容を検討する。

ア 安否確認に関する対策

安否確認の方法としては、協力者が訪問して確認する方法のほか、要援護者自身が安否を電話やメールで知らせる方法が考えられる。

イ 食料品・生活必需品に関する対策

(ア) 病原性の高い新型インフルエンザ等が発生した時には、登録事業者である食料品・生活必需品等の製造・販売事業者は、新型インフルエンザ等発生時においても事業の継続に努めることとなるが、生産、物流の停滞等により食料品・生活必需品等の入手が困難になる可能性もある。

(イ) 市町村では、地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、県及び市町村による備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について検討を行い、地域の実情に応じた計画を策定するとともに、早

期に計画に基づく取組を進めることが必要である。

- (ウ) 新型インフルエンザ等のまん延により、住民が自ら食料品・生活必需品等を購入することが困難となる地域が想定される状況になった場合には、例えば、食料品・生活必需品等を地域内の集積拠点(広場、公民館等)まで搬送し、そこに集まった者に配分することも考えられる。
- (エ) 支援を必要とする者に対しては、地域の代表者や市町村の職員等が、個々の世帯を訪問し、食料品・生活必需品等を配付する方法も考えられる。
- (オ) 食料や生活必需品を配達する際には玄関先までとするなど協力者等の感染機会や負担を軽減できる方法を検討する。

(4) その他

- ア 市町村では、自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るため等に必要な个人防护具(マスクやガウン等の個人を感染から守るための防護具)等の備蓄を行っておくことが必要である。
- イ 市町村では、新型インフルエンザ等発生時にも、地域住民の生活支援を的確に実施できるよう、市町村自らの業務継続計画を策定することが重要である。

2 新型インフルエンザ等発生時(海外発生期)以降の対応

(1) 情報提供

- ア 新型インフルエンザ等の発生後、市町村は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。
- イ 市町村は、管内の住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ウ 市町村は、県と連携して、地域住民の混乱を避けるために、必要な情報を適宜提供する。根拠のない虚偽の噂や偏見、差別につながる情報を野放しにしないよう、国や県と連携し、正確な情報を提供する。

(2) 要援護者への支援、食料品・生活必需品等の提供

- ア 市町村は、市町村行動計画に基づき、要援護者対策を実施する。
- イ 市町村は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。
- ウ また、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市町村は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。

(3) 相談窓口の設置

県内発生早期に発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者で医療機関の受診を希望する住民からの相談は、基本的には保健所等に設けられた帰国者・接触者相談センターが担うが、住民の様々な不安を解消するために、県や市町村は保健所以外での一般相談窓口(コールセンター)等の相談体制の拡充を図る。

なお、県は、一般相談窓口(コールセンター)を設置し、市町村に新型インフルエンザ等に関する専用相談窓口、専用相談電話等を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談や県及び市町村の行う対応策についての質問に至るまで、できる限り広範な内容の相談・問い合わせを受けられる体制を整える。

3 避難している住民への対応

避難元市町村は、住民自ら避難先市町村の情報を収集し、新型インフルエンザ等発生時に行動できるよう、住民に周知を行う。

新型インフルエンザ等関連ホームページ

- 1 世界保健機関 (WHO)
 - (1) トップページ <http://www.WHO.int/en/>
 - (2) インフルエンザ関連 <http://www.WHO.int/csr/disease/influenza/en/>
 - (3) 鳥インフルエンザ関連 http://www.WHO.int/csr/disease/avian_influenza/en/
- 2 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/index.html>
- 3 内閣官房
<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>
- 4 厚生労働省
<http://www.mhlw.go.jp/>
 - (1) 検疫所 <http://www.forth.go.jp>
 - (2) 国立感染症研究所 <http://www.nih.go.jp/niid/index.html>
 - (3) 国立感染症研究所感染症疫学センター <http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
- 5 警察庁 <http://www.npa.go.jp/pdc/notification/kanbou/soumu/soumu20080917.pdf>
- 6 外務省 (「海外安全ホームページ」) <http://www.anzen.mofa.go.jp>
- 7 経済産業省 <http://www.meti.go.jp/topic/data/e90401j.html>
- 8 農林水産省 <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>
- 9 国土交通省 http://www.mlit.go.jp/kikikannri/seisakutokatsu_terro_tk_000010.html
- 10 海上保安庁 <http://www.kaiho.mlit.go.jp/security/index.html>
- 11 環境省
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/>

個人での備蓄物品の例

1 食料品(長期保存可能なもの)の例

- (1) 飲料水、ペット飲料
- (2) 米
- (3) 乾めん類(そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等)
- (4) 切り餅
- (5) コーンフレーク・シリアル類
- (6) 乾パン
- (7) 各種調味料
- (8) レトルト・フリーズドライ食品
- (9) 冷凍食品(家庭での保存温度、停電に注意)
- (10) インスタントラーメン、即席めん
- (11) 缶詰
- (12) 菓子類
- (13) 育児用調製粉乳

2 日用品・医療品の例

- (1) マスク(不織布製マスク)
- (2) 体温計
- (3) ゴム手袋(破れにくいもの)
- (4) 水枕・氷枕(頭や腋下の冷却用)
- (5) 漂白剤(次亜塩素酸:消毒効果がある)
- (6) 消毒用アルコール(アルコールが60%~80%程度含まれている消毒薬)
- (7) 常備薬(胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬)
- (8) 絆創膏
- (9) ガーゼ・コットン
- (10) トイレtp>ペーパー
- (11) ティッシュペーパー
- (12) 保湿ティッシュ(アルコールのあるものとないもの)
- (13) 洗剤(衣類・食器等)・石鹼
- (14) シャンプー・リンス
- (15) 紙おむつ
- (16) 生理用品(女性用)
- (17) ごみ用ビニール袋
- (18) ビニール袋(汚染されたごみの密封等に利用)
- (19) カセットコンロ
- (20) ボンベ
- (21) 懐中電灯
- (22) 乾電池